

(設置)

第1条 医療資源の地域的偏在や人口の高齢化などの医療をとりまく環境の変化に対応して、体系的に医療供給体制を整備し、県民の医療の充実を図ることを目的とした医療計画の策定に関し研究協議するため、大分県医療計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

(1) 医療関係者

(2) 福祉関係者及び受療関係者

(3) 学識経験者及び行政関係者

3 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長1人、副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

(専門部会)

第5条 協議会に必要な応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、知事が委嘱する者をもって構成する。

3 専門部会は、協議会で決定した事項に基づいて、必要な専門的事項について調査検討を行う。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、福祉保健部医療政策課において行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和62年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

大分県医療計画策定協議会 委員名簿

任期：平成27年7月1日～平成29年6月30日

委員数：20名

区分	所属等	委員氏名	備考
医療関係者	大分県医師会 副会長	新森 義信	
	大分県医師会 常任理事	三倉 剛	
	大分県歯科医師会 常務理事	藤本 洋士	
	大分県薬剤師会 副会長	副 千秋	
	大分県看護協会 専務理事	神品 實子	
	大分大学医学部附属病院 院長	津村 弘	
	国立病院機構代表	室 豊吉	大分医療センター 院長
	全国自治体病院協議会大分県支部 代表	横田 昌樹	中津市民病院 院長
	大分県病院協会 副会長	松本 文六	
	大分県精神科病院協会 会長	山本 紘世	
	大分県医療ソーシャルワーカー協会 会長	井元 哲也	
福祉関係者及び受療関係者	大分県老人福祉施設協議会 会長	大木 隆	
	大分県保険者協議会 会長	北川 晴雄	
	大分県地域婦人団体連合会 副会長	安部 志津子	
	大分県老人クラブ連合会 会長	杉崎 良春	
有識者及び行政関係者	大分大学 医学部長	守山 正胤	
	大分県立看護科学大学 看護学部長	藤内 美保	
	杵築市長	永松 悟	
	大分県消防長会 会長	奈良 浩二	大分市消防局長
	大分県保健所長会 会長	内田 勝彦	中部保健所長